

都市計画法第 29 条許可申請書類一覧【小規模自己用住宅】 R6.3.1版

この表は、自己用住宅の建築を目的とする開発行為であって、かつ、開発区域の面積が 1,000㎡ 未満のものに適用します。

No	書類区分	作成要領等	
1	開発行為許可申請書	省令別記様式第2号を使用してください	
2	委任状〔署名又は記名押印のあるもの〕	代理人に手続きを委任する場合に提出してください 代理人の〒番号、住所、氏名、電話番号 及び FAX番号を記載してください ※ 法人の場合は、担当者の氏名も記載してください	
3	事前調査表	市規則様式第7号を使用してください	
4	開発行為同意書	開発行為の妨げとなる権利を有する者(申請者を除く)が存在する場合に提出してください 市規則様式第8号を使用してください	
5	開発区域内の土地の登記事項証明書	全部事項証明書(発行後3ヶ月以内の原本)を提出してください ※ 登記情報提供サービスで取得したものは不可	
6	開発区域内の土地の公図の写し	発行後3ヶ月以内の証明原本又はその写しを提出してください ※ 写しには、転写場所、転写日及び転写者の氏名を記載してください ただし、登記情報提供サービスで取得したものにあっては、取得方法、取得日、方位、縮尺及び取得者の氏名を記載してください	
7	位置図(開発区域位置図)	都市計画図(縮尺 1/25,000 程度)に開発区域の位置を図示するとともに、図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください	
8	案内図(開発区域区域図)	都市計画図、住宅地図等(縮尺 1/2,500 以上)に開発区域の区域を図示するとともに、図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください	
9	地積測量図又は求積図	図面の縮尺は 1/100 程度とし、作成者の氏名を記載してください	
10	設計図等 (兼用可)	(1) 現況図	地形、開発区域の境界標及び境界線、開発区域内外の現況地盤の高さ、既存の建築物その他工作物の用途、位置、形状及び構造、周辺の公共施設の位置及び形状その他審査上必要な事項を記載してください
		(2) 土地利用計画図	開発区域の境界標、境界線及び境界線の名称並びに出入口の位置、開発区域内の計画地盤の高さ、予定建築物の用途、形状、構造、階数、建築面積、延べ面積及び最高の高さ、周辺の公共施設の位置及び形状(道路にあっては、形状、幅員、道路法上の認定番号及び建築基準法上の種別)その他審査上必要な事項を記載してください ※ 道路の種別が建築基準法第42条第2項の道路である場合は、道路後退線(セットバックライン)も図示してください
		(3) 排水施設計画平面図	開発区域の境界線、排水施設の位置、形状、経路、水の流れの方向、放流吐口の位置及び放流先の名称その他審査上必要な事項を記載してください ※ 合併浄化槽を設置する場合、人員算定式を記載してください ※ 放流先がなく開発行為の内容が質のみの変更である場合、合併浄化槽処理水にあっては蒸発散槽による宅内処理可(重力浸透による処理は不可) ※ 雨水排水にあっては所定の浸透樹(4ヶ所以上)による宅内処理可
		(4) 建築物の各階平面図及び立面図	排水施設計画の内容に応じて、主要な排水施設の構造図(合併浄化槽にあっては、型式適合認定書並びに別添仕様書及び図面)を添付してください 各階平面図にあっては、予定建築物の間取、各室の用途、構造、建築面積、各階床面積、延べ面積その他審査上必要な事項を記載してください 立面図にあっては、土地利用計画図に予定建築物の最高の高さを記載することで省略可
		(共通事項)	各図面の縮尺は 1/100 程度とし、それぞれ図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください
11	申請者の住所がわかる書類	申請者の住所がわかる公的書類(住民票等)を提出して下さい。	
12	公共施設関係法令の許可書の写し	道路法の許可書の写し、法定外公共物管理条例の許可書の写し 等	
13	許可基準等に応じて必要な図書	許可基準に応じて、立地要件に該当することがわかる図書(連たん図等)や出身要件に該当することがわかる図書(戸籍謄本、世帯全員の住民票謄本等)などが必要となります ➡ 裏面参照 開発行為の内容が質のみの変更でない場合、排水施設計画平面図にはその裏付けとなる雨水排水流量計算書の添付が必要となるほか、造成計画の内容に応じて造成計画平面図、造成計画断面図、がけの断面図、擁壁の断面図等が必要となります ➡ 裏面参照	
14	その他審査上必要と認める書類	申請書類の受付後にも現地調査を行った上で追加書類の提出を指示することがあります	

注1. この表は、申請書類とこれに最低限必要な記載事項等を一覧にまとめたものであり、上記及び裏面の記載事項以外の事項についても記載が必要な場合には現地調査を行った上で補正を指示することがあります

注2. 開発行為許可申請書及び添付図書(事前調査表を除く)は、正・副2部を提出してください

注3. 様式は、市公式ウェブサイトからダウンロード可(☞ 検索サイトで「桜川市 開発許可」で検索)

〈 裏 面 〉

1. 許可基準に応じて必要な図書【地区計画の区域内の場合(敷地面積の過半が含まれる場合を含む)は原則不要】

No	書類区分	作成要領等
1	自己用住宅を建築する旨の申立書	市条例第4条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当するものとして許可を受けようとする場合に提出してください。 市規則様式第2号を使用してください
2	連たん図	許可基準のなかに建築物の連たん要件がある場合に提出してください 住宅地区の写しに方位及び縮尺を記載し、連たん家屋を図示してください この場合において、住宅にあつては、戸数番号を図上に記載してください 連たん家屋の敷地相互間の距離が大きい場合は、図上に距離を記載し、必要に応じて都市計画図(縮尺1/2,500)等を添付してください 図面には、図面のタイトル及び作成者の氏名を記載してください
3	申請者の出身の状況がわかるもの	許可基準のなかに申請者の出身要件がある場合に提出してください 申請者又は親族の戸籍謄本及び戸籍の附票(いずれも発行後3ヶ月以内の原本)を提出してください ※ 贈与又は相続により土地を取得する場合は、土地所有者との関係がわかるものを提出してください
4	申請者の現住居の状況がわかるもの	許可基準のなかに申請者の出身要件がある場合に事情に応じて次のいずれかを提出してください 土地の登記事項証明書(全部事項証明書・発行後3ヶ月以内の原本) 建物の登記事項証明書(全部事項証明書)又は家屋所在証明書(いずれも発行後3ヶ月以内の原本) 土地賃貸借契約書の写し又は建物賃貸借契約書の写し(いずれも収入印紙を貼付したものの写し)
5	申請者の家族の状況がわかるもの	許可基準のなかに申請者の出身要件がある場合に提出してください 申請者の世帯全員の住民票謄本(発行後3ヶ月以内の原本)を提出してください
6	開発区域内の土地の取得状況がわかるもの	許可基準のなかに土地の取得要件がある場合に提出してください 贈与証の写し、売買契約書の写し(いずれも収入印紙を貼付したものの写し)等

2. 造成計画の内容に応じて必要な図書

No	書類区分	作成要領等
設 計 図 等 (兼 用 可)	(1) 雨水排水流量計算書	開発行為の内容が質のみの変更でない場合、排水施設計画平面図にはその裏付けとなる雨水排水流量計算書を添付してください
	(2) 造成計画平面図	開発区域の境界標及び境界線、切土又は盛土の部分、現況地盤及び計画地盤の高さ、がけの位置及び高さ、擁壁の位置、高さ及び寸法、道路の形状、幅員及び勾配その他審査上必要な事項を記載してください
	(3) 造成計画断面図	高低差の著しい箇所について作成してください 切土又は盛土の前後の地盤面を記載してください
	(4) がけの断面図	開発行為による形の変更(高さ1.0m超の盛土又は高さ2.0m超の切土若しくは切盛土)で生ずるがけについて作成してください がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上である場合は、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土の前の地盤面、がけ面の保護の方法その他審査上必要な事項を記載してください ※ 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項の記載を省略可
	(5) 擁壁の断面図	高さ50.0cm超の擁壁を築造する場合に作成してください 擁壁の高さ、材料、寸法及び勾配、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質、基礎杭の位置、材料及び寸法その他審査上必要な事項を記載してください ※ 高さ1.0m超の擁壁を築造する場合は、構造計算書の添付が必要となります
	(共通事項)	(2)及び(3)の図面の縮尺は、1/100程度としてください (4)及び(5)の図面の縮尺は、1/50以上としてください 各図面には、それぞれ図面のタイトル、方位、縮尺及び作成者の氏名を記載してください

参考情報

申請手数料は、10,000円です	※ 申請手数料は、申請時に必ず持参してください ※ 申請手数料の納付がなければ、申請書類の受付はできません
------------------	--